

宅地造成及び特定盛土等規制法成立を受けて

5月20日に、「宅地造成等規制法」が改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」が成立した。これにより、指定された区域内で行われる盛土等が、全国一律の基準による都道府県知事等の許可制となり、重い罰則が設けられたほか、土地所有者等の責務が明確になった。

今回の法改正は、国において、全国知事会の要望を受け、速やかに検討会を設置し、全国知事会と連携を密にし、都道府県の実態の把握に精力的に努め、建設残土処理の実情を踏まえた内容となっており、大いに評価する。また、都道府県が実際に直面した災害を正面から受けたものであり、迅速かつ適切な対応に感謝したい。

都道府県は、土砂災害の発生を防ぐため、盛土等の適正処理に取り組んでいくが、全国知事会としても、国の各関係省庁としっかりと連携していく。

国においては、改正法に基づく規制の実効性が確保されるよう、都道府県の意見を十分に聞きながら制度運用を定め、引き続き、盛土等に伴う災害の防止に都道府県とともに取り組むことを期待する。

令和4年5月24日

全国知事会 会長 鳥取県知事 平井 伸治
全国知事会 危機管理・防災特別委員会
委員長 神奈川県知事 黒岩 祐治
全国知事会 国土交通・観光常任委員会
委員長 大分県知事 広瀬 勝貞